

大阪大学情報セキュリティポリシー

〔平成21年 3月30日〕
総 長 裁 定

改正 平成22年 2月22日

改正 平成25年10月 1日

（目的）

第1 大阪大学（以下「本学」という。）は、本学の構成員が行う本学の情報関連活動（情報の保存、処理、管理、移送、廃棄その他の行為並びに情報システムの管理及び運用に係る行為をいう。以下同じ。）が関係法令及び社会通念に適合するよう啓発するとともに、教育研究及びその支援活動を充実させるための情報環境の維持並びにその適正な利用の促進を図ることを目的として、大阪大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

（情報関連活動の原則）

第2 本学の構成員が、情報関連活動を行うに当たっては、次の各号に適合するものでなければならない。

（1）他者の権利を尊重するとともに、情報資産の保護に努め、教育研究及びその支援活動に貢献するものであること。

（2）関係法令及び社会通念に適合するものであること。

2 本学の構成員は、情報関連活動を円滑に実施するために、必要最小限の範囲で行われる通信ログ等の記録、保存及び調査に際して、これに協力しなければならない。

3 本学の構成員の情報関連活動は、ポリシー及び本学の規程等を遵守する限りにおいて、妨げられない。

（本学の構成員としての責務）

第3 本学の構成員が、情報関連活動を行うに当たっては、事務従事者（教員又は職員の別を問わず、本学における事務に従事し、若しくは現にこれを執行又は処理する者をいう。）としての役割及び教育研究に携わる者としての役割があることを認識し、その役割に応じた情報セキュリティ対策についての責務を果たさなければならない。

（本学の構成員以外の者の責務）

第4 本学の構成員でない者が、本学の情報システムを利用するに当たっては、本学の構成員と同様の責務を負うものとする。

（サイバー攻撃発生時の各関係機関との連絡体制）

第5 本学の情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合は、被害状況について、可能な限り速やかに文部科学省に連絡するものとする。

（雑則）

第6 このポリシーに定めるもののほか、本学における情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、大阪大学情報セキュリティ対策規程で定める。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。